

清水町地域交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 清水町地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画に関する事項並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など、地域内公共交通の活性化に関する事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、清水町南4条2丁目2番地清水町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画に関すること。
- (2) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

(会長)

第6条 会長は、清水町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、清水町のホームページ等を利用して公表する。

7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 協議会の庶務は、清水町企画課において処理する。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体	委員
自治体	清水町	町長及び町長が指名する者
道路管理者	帯広開発建設部	帯広開発建設部長が指名する者
	十勝総合振興局帯広建設管理部 鹿追出張所	鹿追出張所長及び所長が指名する者
交通事業者等	北海道拓殖バス株式会社	代表及び代表が指名する者
	十勝バス株式会社	
	昭和タクシー有限公司	
	北海道地方運輸産業労働組合協議会 十勝地区運輸産業労働組合協議会	
住民・利用者代表	清水町商工会	代表及び代表が指名する者
	清水町観光協会	
	清水町ハーモニーカード商店会	
	清水町PTA連合会	
	清水町社会福祉協議会	
	清水町女性団体連絡協議会	
	清水町老人クラブ連合会	
	清水町消費者協会	
	清水町町内会連絡協議会	
	御影地域づくり推進協議会	
	株式会社福原清水店	
	清水町民生児童委員協議会	
医療機関	清水赤十字病院	
	前田クリニック	
	御影診療所	
運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局	帯広運輸支局長が指名する者
警察	新得警察署	新得警察署長が指名する者
北海道	北海道十勝総合振興局	十勝総合振興局長が指名する者